

れいわ ねん がつ にち
令和2年5月27日

ほごしや さま
保護者 様

おおさか しきょういっかい
大阪 市 教 育 委 員 会
こども せいねんきょく
こども 青 少 年 局
おおさかしりつ しんじょうしょうがっこう
大阪 市 立 下 新 庄 小 学 校
こう ちょう し おみ まさる
校 長 塩 見 優

れいわ ねん がつ がつ さいかい
令和2年6月1日からの学校園の再開について (お知らせ)

へいそから ほんこう きょういっかい りかい きょうりよく
平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、先(さき)に令和2年5月31日(日曜日)まで臨時休業期間(えんちよう)の延長(えんじよう)をお知らせしたところ
です。このたび、政府(せいふ)が大阪(おおさか)における「緊急事態宣言(きんきゅうじたいせんげん)」の解除(かいじょ)を行ったこと(こと)を受け(うけ)、幼児
児童生徒(じどうせいと)の感染予防(かんせんよぼう)の徹底(てってい)を図(はか)るため(ため)行(な)っており(お)ました臨時休業(れいわねんがつ
にち)を令和2年5月31日(にちようび)
(日曜日)までとし、6月1日(げつようび)から大阪(おおさか)市(し)立(りつ)の全(すべ)ての幼(よう)稚(ち)園(えん)・小(しょう)学(がく)校(こう)・中(ちゅう)学(がく)校(こう)を
再開(さいかい)いたします

つきましては、学校園(がっこうえん)は再開(さいかい)いたしますが、保護者(ほごしや)の皆(みな)様(さま)におかれましてもご理解(りかい)賜(たま)り、
これまで(これまで)の臨時休業(れんじきゅうぎよう)中(ちゅう)と同(どう)様(よう)にご家庭(ごかいてい)でのお子(こ)様(さま)の健康(けんこう)状(じょう)態(たい)の把握(はあく) (健康観察表(けんこうかんさつひょう)へ
の記(き)入(にゅう)を含(ふ)む) 及(およ)び心身(しんしん)の健康(けんこう)と安全(あんぜん)への配(はい)慮(りょ)、感(かん)染(せん)症(しょう)予(よ)防(ぼう)の指(し)導(どう)等(とう)について、よろ
しくご理解(りかい)ご協(きょう)力(りよく)を重(かさ)ねてお願(ねが)い申(もう)しあげます。

また、6月1日(げつようび)から12日(にち) (金曜日)までの分散登校(ぶんさんとうこう)の期(ま)間(かん)におい(お)て、どうして
も家庭(かいてい)でのお子(こ)様(さま)の監(かん)護(ご)がで(で)きな(な)い場(ば)合(あ)い、お子(こ)様(さま)が一人(ひとり)で留(る)守(す)番(ばん)がで(で)きな(な)い等(とう)の場(ば)合(あ)い
の平(へい)日(じつ)の居(い)場(ば)所(じょ)の確(た)保(ほ)等(とう)について、これまでどおり実(じつ)施(し)します。し(し)か(か)し(し)な(な)が(が)ら、当(たう)該(がい)期(ま)間(かん)は
下(か)記(き)のとおり全(ぜん)学(がく)年(ねん)一(いつ)斉(せい)の分(ぶん)散(さん)登(とう)校(こう)す(す)ること(こと)とし(し)て(て)お(お)り、教(きょう)室(しつ)で(で)は授(じゆ)業(ぎよう)を(を)行(な)うた(た)め、
教(きょう)職(しやく)員(いん)や教(きょう)室(しつ) (居(い)場(ば)所(じょ))の確(た)保(ほ)が難(がた)しい場(ば)合(あ)い(い)が想(さう)定(てい)さ(さ)れ(れ)ま(ま)す(す)ので、家(か)庭(てい)等(とう)で(で)のお子(こ)様(さま)
の監(かん)護(ご)が可(か)能(のう)な(な)方(かた)は(は)で(で)き(き)る限(かぎ)り家(か)庭(てい)等(とう)で(で)の監(かん)護(ご)に(に)ご協(きょう)力(りよく)を(を)お願(ねが)い(い)し(し)ま(ま)す。

な(な)お、新(しん)型(がた)コ(こ)ロ(ろ)ナ(な)ウ(う)イ(い)ル(る)ス(す)感(かん)染(せん)症(しょう)に(に)伴(ばん)う(う)対(たい)応(おう)に(に)つ(つ)いて(いて)は、日(ひ)々(じつ)状(じょう)況(きやう)が(が)変(へん)化(か)し(し)て(て)い(い)る(る)
た(た)め、変(へん)更(こう)が(が)生(せい)じ(じ)る(る)場(ば)合(あ)い(い)が(が)あ(あ)り(り)ま(ま)す(す)。そ(そ)の(の)折(おり)は、改(あらた)め(め)て(て)お(お)知(し)ら(ら)せ(せ)い(い)た(た)し(し)ま(ま)す(す)ので、よろ
しくお願(ねが)い申(もう)しあげます。

記

- 1 臨時休業期間(れんじきゅうぎようまかん)の終(しゅう)了(りよう)と学校園(がっこうえん)の再(さい)開(かい)
 - ・臨時休業期間(れんじきゅうぎようまかん)は、令和2年5月31日(にちようび) (日曜日)までとします。
 - ・令和2年6月1日(げつようび) (月曜日)から学校園(がっこうえん)を再(さい)開(かい)します。
- 2 学校園(がっこうえん)の再(さい)開(かい)後(ご)の授(じゆ)業(ぎよう)等(とう)について
【6月1日(げつようび) (月曜日)から12日(にち) (金曜日)まで】
 - ・新(しん)型(がた)コ(こ)ロ(ろ)ナ(な)ウ(う)イ(い)ル(る)ス(す)感(かん)染(せん)症(しょう)の擴(かく)大(だい)防(ぼう)止(し)のた(た)め、1学(がく)級(きゅう)を2つに分(わ)けた分(ぶん)散(さん)登(とう)校(こう)としま(ま)す。
 - ・午前(ごぜん)3時(じ)限(げん)、午後(ごご)2時(じ)限(げん)の授(じゆ)業(ぎよう)を(を)行(な)い(い)ま(ま)す。
 - ・午前(ごぜん)は授(じゆ)業(ぎよう)終(しゅう)了(りよう)後(ご)に、午後(ごご)は授(じゆ)業(ぎよう)開(かい)始(し)前(ぜん)に、給(きゅう)食(しょく)を(を)提(てい)供(きょう)し(し)ま(ま)す。な(な)お、給(きゅう)食(しょく)の(の)内(ない)容(よう)

は、感染症予防対策により、小学校ではパンと牛乳と副食1品となります。(小学校の副食については別途お知らせいたします。)

- 登校は、次の時間をお願いします。

登校時間	6月1日	2日	3日	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日
下校時間	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
8:30～8:45	A	A	A	A	A	B	B	B	B	B
12:20頃	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年	1年
12:45～13:00	B	B	B	B	B	A	A	A	A	A
15:40頃										

※Aは、2～6年生の出席番号前半グループ、Bは、2～6年生の出席番号後半のグループ。1年生は、分散登校はありません。全員が午前中の登校になります。詳しくは、学校からのお便りでご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から給食当番を固定するために午前の部と午後の部の児童を1週間ごとに交代します。(午後の部の配膳は教員が行います。)
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、授業を急遽中止することがあります。その場合、学校のホームページやメールでお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。
- 登校に際しては、必ずマスクを着用するようお願いいたします。マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- 登校に際しては、お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様に持たせてください。学校で健康観察表の確認をいたします。

【6月15日（月曜日）から】

- 感染防止策を講じたうえで、通常の授業を実施する予定です。登校は、通常どおりお願いします。
- 給食を実施します。
- 新型コロナウイルス感染症の状況により、授業を急遽中止することがあります。その場合、学校のホームページやメールでお知らせしますので、定期的にご確認いただきますようお願いいたします。
- 引き続き、登校に際しては、必ずマスクを着用するようお願いいたします。マスクの色・柄は問いません。なお、ご家庭でのマスクの準備においては、市販のマスクの確保が困難な場合は、手作りマスクの作成・使用についてもご協力ください。
- 引き続き、登校に際しては、お子様の体温等健康状態を記入した健康観察表をお子様
に持たせてください。学校で健康観察表の確認をいたします。

3 6月1日（月曜日）から12日（金曜日）までの期間の幼児児童等の学校園での居場所の確保等について

- 保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子どもが一人で留守番ができない等の場合は、学校園で居場所の確保を行い、その後、児童

いきいき放課後事業に引き継ぎます。

幼稚園においては、課業時間外については、一時預かり事業として対応します。

- ・この期間は全学年一斉の分散登校することとしており、教室では授業を行っているため、教職員や教室（居場所）の確保が難しい場合が想定されますので、家庭等でのお子様の監護が可能な方はできる限り家庭等での監護にご協力をお願いします。
- ・マスクを着用いただくなど、可能な範囲で感染症対策に努めてください。
- ・通常のいきいき放課後事業については、6月14日（日曜日）まで休止し、15日（月曜日）から再開予定です。なお、感染防止策を講じながら実施しますが、場所や人員にも限りがあり、また、いきいき活動は学校生活に比べて児童の距離感が近いので、当面、家庭等でお子様の監護が可能な方は、できるだけ参加を控えていただくなど、ご協力をお願いします。

4 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・学校園が再開した後も、引き続きご家庭で、毎朝、体温を測る等、お子様の健康状態のご確認をお願いします。健康状態の確認に際しては「健康観察表」を使用し、ご家庭で記載いただくとともに、4週間分は保管いただくようお願いいたします。また、登校園に際しては、必ずお子様に持たせるようにしてください。

- ・**お子様が、次の状況になった際は、学校園に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。登校園日・預かりへの参加はご遠慮ください。**授業日ですが、子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはなりません（出席停止）。

① お子様が、**新型コロナウイルスの感染が判明した場合**、もしくは**新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合**

② お子様が、**保健所等から濃厚接触者と認定された場合**

③ お子様が**同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合**

④ お子様に、**発熱等のかぜの症状が見られる場合**

具体的には、**微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合**

- ・**授業中、居場所の確保・児童いきいき放課後事業・一時預かり事業中に発熱等の症状がみられた場合は、**お迎えをお願いいたしますので、**連絡を取れるよう**にお願いします。

- ・**上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、**「**新型コロナウイルス受診相談センター**」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。
 - ・かぜの**症状**や**発熱**が続いている（**解熱剤**を飲み続けなければならない時を含む）。
- 基礎疾患等のある方は、**症状**があれば速やかに。

***新型コロナウイルス受診相談センター**に相談し、**受診を勧められた医療機関がある場合は、**その**医療機関を受診**ください。（複数の**医療機関**を受診することは、お控えください）

***医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底**をお願いします。

5 新型コロナウイルス感染症の予防

緊急事態宣言は解除されましたが、ご家庭の皆様で、感染防止の3つの基本対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）等の「新しい生活様式」を実践いただく等、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。

- 十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけてください。
- 手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前、トイレ後、咳やくしゃみ、鼻をかんだ後などにこまめに流水と石鹸で手を洗ってください。
- 咳などの症状のある方は、咳エチケットを行ってください。
- 1～2時間に一度、5～10分程度窓を大きく開け、室内の空気を入れ替えてください。
- 換気を励行してください。
- ①密閉空間で換気ができない、②人が多く集まる、③近距離での会話や発声が行われる、の3つの条件が同時に重なる場所は避けましょう。